

四月より、介護保険改正法の主たる目的である、元気な高齢者を増やすための介護予防事業がスタートしました。

前稿にて、「口腔機能の向上」について介護予防サービスに対象者を決めるためのチェック項目として、「食べにくい」「むせる」「口が渇く」「飲みみにくい」等の症状を示しました。

「口腔機能の向上」プログラムでは、単に口

腔内の清潔の保持のための口腔ケアのみにとどまらず、前記の症状の悪化を防ぎ改善する多目的な取り組みが求められています。

すなわち、高齢者の一番の願望である「食べる楽しみ」が、最も重要な視点です。

さて、介護予防事業は、要介護状態に陥る恐れのある方を現状で維持するために、地域支援事業として市町村保健センターや公民館で行う場合と、軽度の要介護者の

要介護が悪化しないようにするため、新予防給付として通所介護

事業所や通所リハビリテーション事業所（デイサービスあるいはデイケア等）において実施する場合があります。

また、それぞれの場合でも、利用者が日常的に自分で行うセルフ

ケアプログラム、施設職員等が毎

日行う基本的サービス、歯科衛生士等口腔の専門職が月一〜二回指導する専門的サービス（事業）に分かれ、非常に複雑なシステムとなっています。

いずれにしても、「口腔機能の向上」という介護予防サービスに

介護予防サービスの実際①

「口腔機能の向上」プログラム

1. 口腔機能向上のための説明
 - ・口腔清浄の必要性
 - ・味覚障害、口腔乾燥
 - ・気道感染予防
2. 口腔清掃方法の指導
 - ・歯ブラシ、洗口剤
 - ・義歯洗浄剤
3. 口腔清掃の実施
 - ・口腔清掃の自立支援
 - ・日常的な清掃の介助
4. 摂食嚥下機能訓練そしやく
 - ・咀嚼筋の訓練
 - ・健口体操
5. セルフケアの指導
 - ・本人、介護職員への指導

「口腔機能の向上」プログラム（専門的サービス）



写真 歯科衛生士による、本人と介護職員へのセルフケアプログラムの指導

において、実際に何をするのか、あるいは何をしてくれるのか、といった内容について興味があるのかと思えますので、専門的サービスの例を挙げてみました。（表）。

極めて充実した内容となっておりますが、最も重要なことは、専門的サービスから得た知識をもとに、毎日自分で行う口腔清掃や摂食嚥下訓練等（セルフケア）であり、自分の身体のこととは自分で守る、という考え方が大切です。（写真）。

徳島県歯科医師会

口腔ケア支援センター

担当理事 佐藤 修斎

(088) 631-3977